

樽前山の噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす現象が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居住地域に到達すると予想される火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生 <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす現象が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火が発生し、噴煙の高さが5,000mを超え、さらに上昇 ○レベル3またはレベル4の状態、噴煙の状況が確認できないなか、レベル3またはレベル4をさらに上回る空振や火山性微動が観測された場合 ○マグマ噴火が発生し噴火規模及び頻度が増大傾向にある中で、顕著な地震活動あるいは地殻変動が継続 ○積雪期に噴火警戒レベル3への引上げ基準の<マグマ噴火への移行の可能性>以外を満たした場合 	<p>左記の条件を満たさなくなった場合には、左記の現象による影響範囲と火山活動の評価した上でレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす現象の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マグマ噴火が発生し噴火規模及び頻度が増大傾向にある ○積雪期に噴火警戒レベル3への引上げ基準の<マグマ噴火への移行の可能性>を満たした場合 	<p>左記の条件を満たさなくなった場合には、火山活動の評価した上でレベルを引き下げる。</p>
3	<p>【火口から概ね3km及び谷沿いの範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火が発生し、以下の現象を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散、または火砕流の流下 ・噴煙の高さが火口縁上3,000m以上 ・(視界不良時) 山麓の観測点で明瞭に観測される空振や火山性微動 <p>【火口から概ね3km及び谷沿いの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レベル2の条件を満たしている中で、次のいずれかの現象を観測<マグマ噴火への移行> <ul style="list-style-type: none"> ・噴出物中に新鮮なマグマ性物質が数パーセント以上含まれているなど、マグマ噴火への移行を確認した場合 ○<マグマ噴火への移行の可能性> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル2相当の噴火が断続的に発生し、さらに火山性微動の振幅が増大または継続時間が増加 ・レベル2を超える規模及び頻度の火山性地震の多発 ・山腹や山麓のGNSSや傾斜計で観測される山体膨張を示す明瞭な地殻変動 	<p>左記の条件を満たさなくなったから概ね1ヶ月程度経過した場合にレベル2に引き下げる。</p>
2	<p>【火口から概ね1km(山頂火口原周辺)の範囲に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火が発生し、以下の現象を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散 ・噴煙の高さが火口縁上3,000m未満 ○(視界不良時) 火山性微動(北山腹観測点で変位最大振幅0.5μm以上かつ継続時間10分以上) ○(視界不良時) 空振を伴う火山性微動または火山性地震 <p>【火口から概ね1km(山頂火口原周辺)の範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山頂溶岩ドーム直下の火山性地震の顕著な増加(任意の24時間に200回以上、任意の24時間に100回以上を1ヶ月程度間に2回以上、または任意の30日間に800回以上) ○山頂溶岩ドーム直下の火山性地震の増加(任意の24時間に100回以上、または任意の30日間に600回以上)の他、次のいずれかの現象を2つ以上観測 <ul style="list-style-type: none"> ・火山性微動(北山腹観測点で変位最大振幅0.1μm以上) ・熱活動の高まり(噴気高度概ね500m以上、火口温度の200℃程度以上の上昇等) ・山頂付近のGNSSや傾斜計で観測される山体膨張を示す明瞭な地殻変動 ・山体周辺の火山性地震の顕著な増加(任意の24時間に100回以上) 	<p>左記の条件を満たさなくなり、かつ、火山性地震の増加や火山性微動が発生しなくなってから、概ね1ヶ月程度経過した場合にレベル1に引き下げる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・火砕流は発生時に流下距離を予測することは困難であるため、火砕流の発生を確認した場合は原則直ちにレベル5に引き上げる。ただし、規模が小さく居住地域に到達しないことが明白な場合や、後になって居住地域に到達しない範囲に流下した痕跡を確認できた場合などはレベル3とする。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データが得られた場合は、それらを加味してレベルを判断することもある。 ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(レベルが下がるときも同様)。 ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、火山の状況に関する解説情報」を発表する。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。 	